

11月は

# 食品適正表示推進月間

No.R3-07  
(R3.11.5 発行)

食品表示には、名称や原材料の他、原産地やアレルギーに関する事項、栄養成分など、様々な情報が記載されています。

食品表示の見方を理解し、食品選びの参考にしましょう。

県では、11月を食品適正表示推進月間とし、事業者へ監視や指導を行い、食品表示の適正化に努めています。

## 食品表示の見方～原材料名と添加物編～

### ○表示方法（加工食品の例）

○原材料と添加物は、①②のように明確に区分して表示されます。

①「原材料名」と「添加物」をそれぞれ事項名を設けて表示。

原材料名	いちご（〇〇県産）、砂糖
添加物	ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）



②原材料名欄に原材料と添加物を明確に区分して表示。区分する方法には、スラッシュなどの記号や改行する方法等があります。

スラッシュで区分

原材料名 いちご（〇〇県産）、砂糖／ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

原材料名 いちご（〇〇県産）、砂糖  
ゲル化剤（ペクチン）、酸化防止剤（ビタミンC）

改行で区分

原材料：一般的な名称で、重量割合の高い順に表示

添加物：以下のア～ウの表示方法で、重量割合の高い順に表示

ア. 物質名 [その物質名を表示（例）塩化カルシウム、塩化Ca]

イ. 用途名 [使用の目的・用途を併せて表示（例）保存料（リビン酸）]

ウ. 一括名 [同様の機能・効果を有するものを一括表示（例）香料]

# 食品表示の見方～アレルギーに関する事項編～

食品による健康被害を防止するため、包装された加工食品のうちアレルギーを引き起こす物質（以下、アレルゲン）を含む食品には、アレルゲンの表示を行う義務があります。

## ◎表示されるアレルゲン

### ○必ず表示される7品目（＝特定原材料）

えび　　かに　　小麦　　そば　　卵　　乳　　落花生(ピーナッツ)



### ○表示が勧められている21品目（＝特定原材料に準ずるもの）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

## ◎表示される方法

### ○原則として、原材料ごとに個別にアレルゲンが表示されます。

原材料名	パン（小麦・乳成分を含む、国内製造）、 ハム（豚肉を含む）、チーズ
添加物	乳化剤（大豆由来）、調味料（アミノ酸等）、 ●、■、▲

乳については、「乳」ではなく「乳成分」と表示されます。  
添加物に使用される特定原材料は「〇〇由来」と表示されます。

### ○例外として、アレルゲンが一括で表示されることがあります。

原材料名	パン（国内製造）、ハム、 チーズ、（一部に小麦・乳成分・豚肉を含む）
添加物	乳化剤、調味料（アミノ酸等）、 ●、■、▲、（一部に大豆を含む）

表示面積に限りがある場合等に一括表示が認められます。この場合、添加物に使用される特定原材料は「〇〇を含む」と表示されます。

## 食品表示 110 番

食品表示の違反が疑われる情報について受付する「食品表示 110 番」を設置しています。情報をお持ちの方はご連絡ください。

村山総合支庁農業振興課 023(621)8387

置賜総合支庁農業振興課 0238(26)6051

食品安全衛生課 023(630)2621

最上総合支庁農業振興課 0233(29)1317

庄内総合支庁農業振興課 0235(66)5519

※開設時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで



●お問い合わせは…防災くらし安心部 食品安全衛生課 TEL 023(630)2621